

Tilleke & Gibbins

bangkok | hanoi | ho chi minh city | jakarta | phnom penh | vientiane | yangon

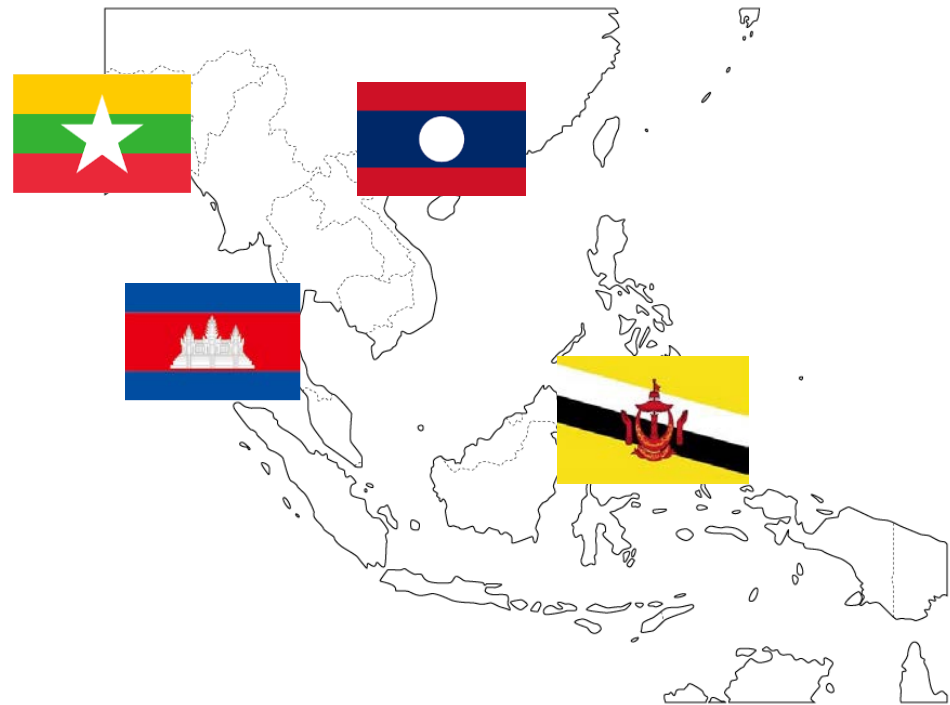
アセアン主要国の税関における 知財関連法規・運用実態調査

Tilleke & Gibbins International Ltd.

弁理士 大竹徳成

調査対象国

- ▶ ブルネイ
- ▶ カンボジア
- ▶ ラオス
- ▶ ミャンマー



1. ブルネイ

1.1 税関差止の根拠条文

根拠法令

1. 関税法第115条(違反行為の対象である商品の差止)

□ 関税法第115条(1)

本法違反、本法の条項に対する違反、又は、ライセンス又は同意を受けた制限又は条件に違反したと疑う合理的な理由がある、または、理由があったすべての商品は、…国内又は領水内のいずれかの場所で税関職員によって差止められる。

2. 商標法第82条～第90条(税関差止に関する規定)

3. 著作権令第109条～第117条(国境措置に関する規定)

- ▶ ブルネイには、事前登録制度が整備されていない
- ▶ 税関取締実績に関する統計データは、税関局長の許可が得られなければ、公衆は利用できない。

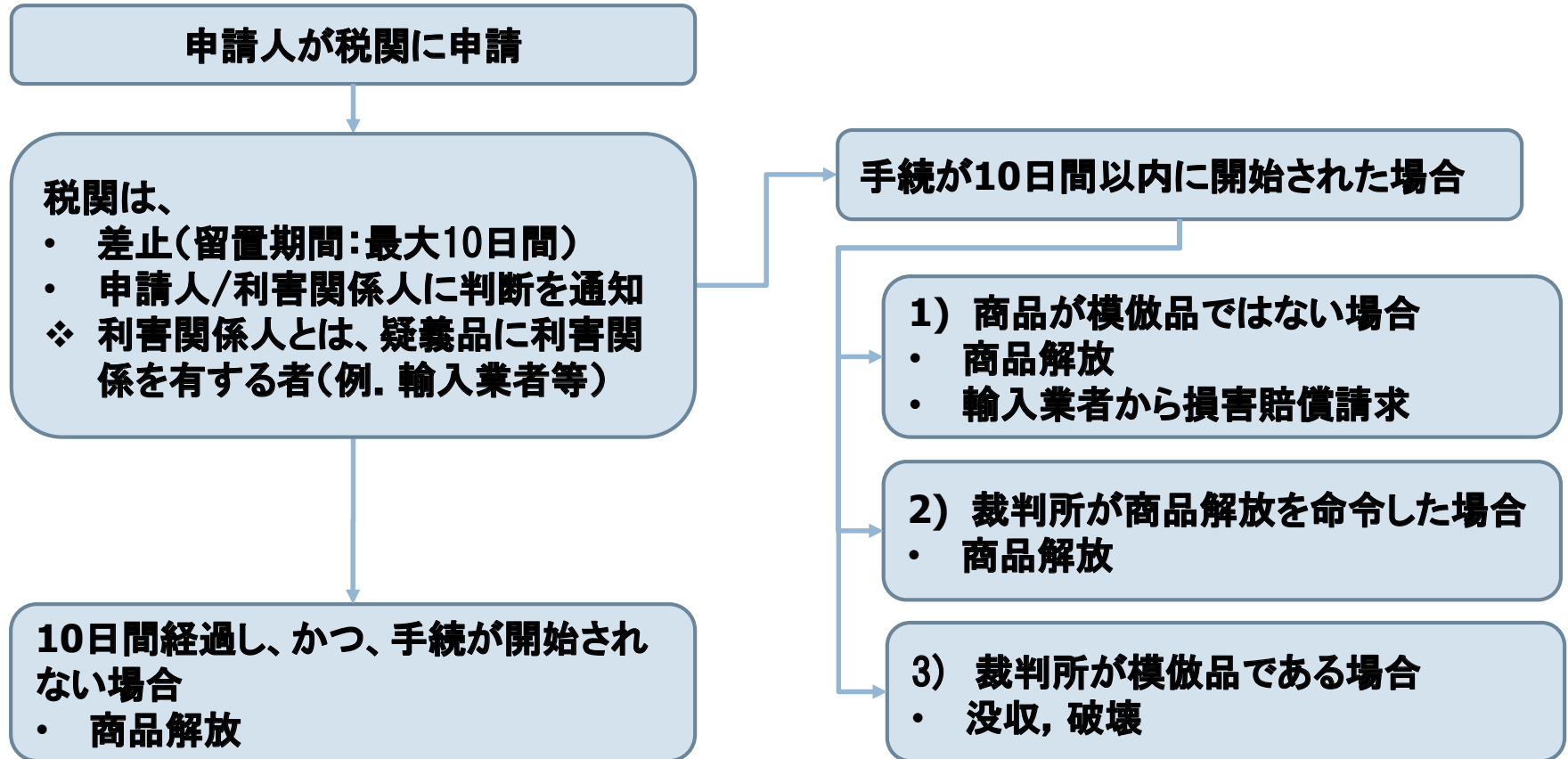
1. ブルネイ

1.2 税関差止の対象となる知的財産権

- 商標権
- 著作権
 - 輸出品・輸入品が税関差止の対象
 - 税関職員が通過品を差止めることを認める条項はない
 - 特許権, 意匠権を含む他の知的財産権は、税関差止の対象外

1. ブルネイ

1.3 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）



1. ブルネイ

1.4 税関における運用実態の問題点

1. 現在、税関職員が特許侵害品又は意匠権侵害品を差止めることを認める条項は存在しない。
2. 2018年7月時点では、税関差止に関する報告事例はない。
 - 知的財産権を行使／保護することに関して、知識及びスキルを向上させるために、税関職員へのトレーニングを提供することが有益である。

2. カンボジア

2.1 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
標章、商号及び不正競争行為に関する法律(「商標法」)第10章	偽造商標商品の通関・輸入を防止するための枠組みを規定 1. 商標法第35条(権利者の 申請 に基づく差止の規定) 2. 商標法第43条(税関職員の 職権 による差止の規定)
著作権法第63条	権利者の 申請 に基づくの差止の規定 ❖ 商標法の国境措置に関する条項が、著作権及び関連する権利の事案に適用可能である旨が規定されている
地理的表示に関する法律第32条	❖ 商標法の国境措置に関する条項が、地理的表示の事案に適用可能である旨が規定されている
関税法第56条及び第66条	関税法第56条及び第66条(税関の差止権限を規定)

- ▶ カンボジアには、事前登録制度が整備されていない
- ▶ 現在までのところ、税関が**職権**で侵害疑義品を差止めた事件はないといわれている

2. カンボジア

2.2 税関差止の対象となる知的財産権

- 商標権
- 著作権
- 地理的表示
 - 輸出品・輸入品が税関差止の対象
 - 通過品が禁制品・制限品を含む場合、税関差止の対象

 - 特許権, 実用新案権, 意匠権を含む他の知的財産権は税関差止の対象外

2. カンボジア

2.3 税関取締実績に関する統計データ

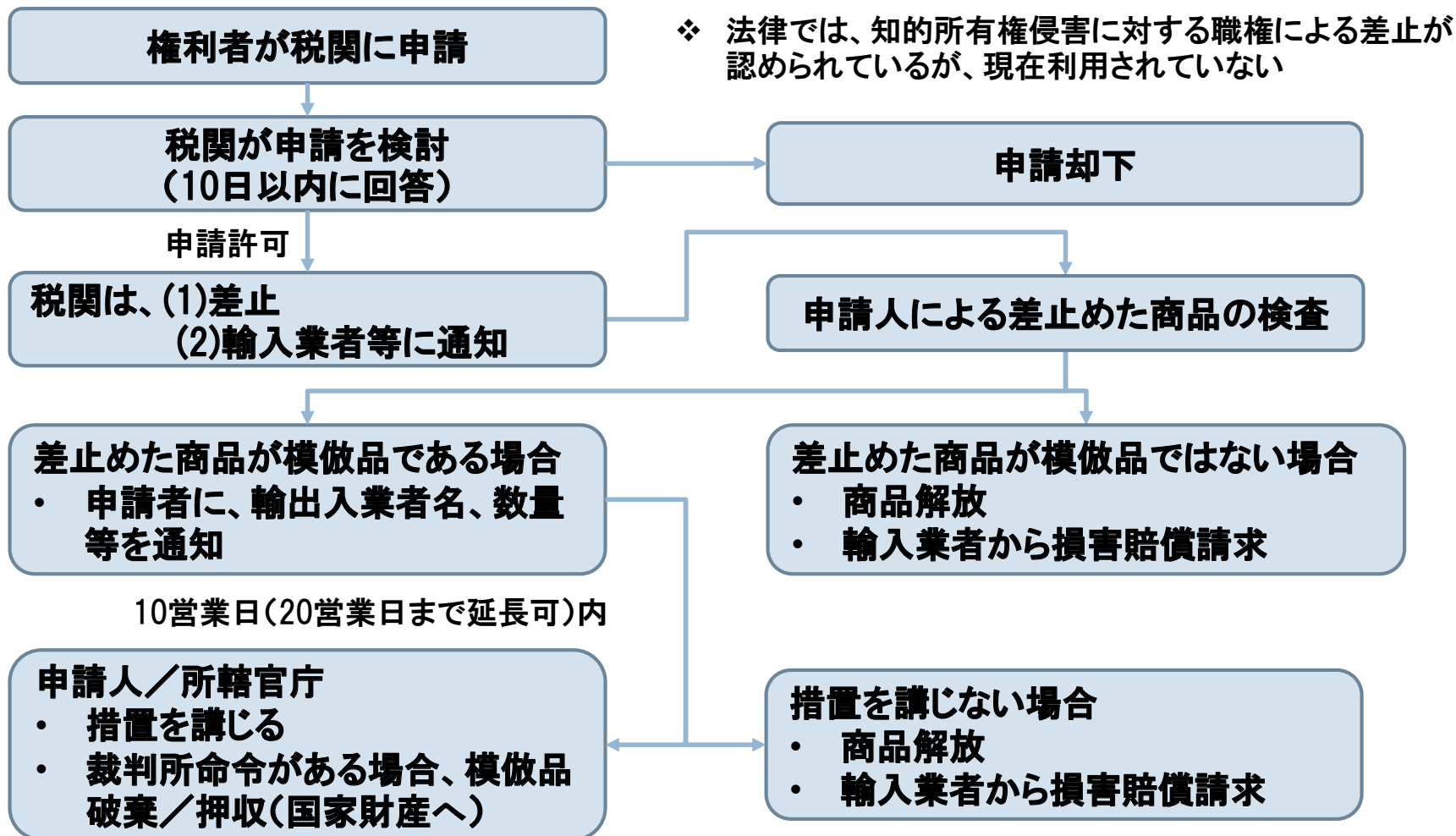
- ▶ カンボジア税関により行われた知的財産権に関する取締件数についての情報は公表されていない

(参考)

- 税関による摘発及び差止の事例は、報道機関によって報告されている。
- 税関は、摘発／差止を行うことができるが、徴収金の不払い、関税、消費税に関するものが多く、知的財産権侵害に基づく税関差止の事例を見つけることができなかった(2018年7月)。

2. カンボジア

2.4 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）



2. カンボジア

2.5 税関における運用実態の問題点

1. 事前登録制度がない。
 - 企業側に、(1)模倣品を監視・検査すること、並びに(2)差止を申請するために積荷の模倣品を特定すること等が委ねられている。
 - 事前登録制度を有する隣国等の事前登録制度を利用することが好ましい。
2. 法律上、知的所有権侵害に対する職権による差止が認められているが、税関は職権による差止を行っていない。
 - 税関職員の職権範囲を明確にし、税関職員を真贋判定の研修を行うことは有益である。

2. カンボジア

2.6 その他（独占販売権契約の登録）

➤ 独占販売権契約登録制度

- 並行輸入品に対して保護を求めるために、独占販売権契約を登録する制度
- 手続：登録商標を付す輸入品に対する承諾書を記録・提出するための手続に関する政令によって規定される書類を、商務省知的財産局に提出する。
- 効果：
 - 登録された販売者は並行輸入品を販売できる。
 - 二次的効果として、模倣品を発見する場合がある。

3. ラオス

3.1 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
知的財産法	知的財産法第158条 <ul style="list-style-type: none">税関職員が(職権で)次の権利を侵害する輸入品及び輸出品を検査し、また、侵害する疑いのある商品を差止める権利及び義務を有する旨を規定<ul style="list-style-type: none">1) 商標権2) 著作権及び関連する権利
関税法	<ul style="list-style-type: none">「知的財産権所有者は自己の商標権又は著作権を侵害する商品がラオスを(輸入又は輸出を介して)通過しているという確かな情報を有している場合、当該知的財産権所有者は税関に国境措置を講じることを申請できる」旨を規定する。
その他	<ul style="list-style-type: none">知的財産権を保護する手続に関する職員用ガイドライン第1970号知的財産権を保護する手続に関する職員用ガイドラインに関する税関局の通達

- ▶ ラオスには、事前登録制度が整備されていない

3. ラオス

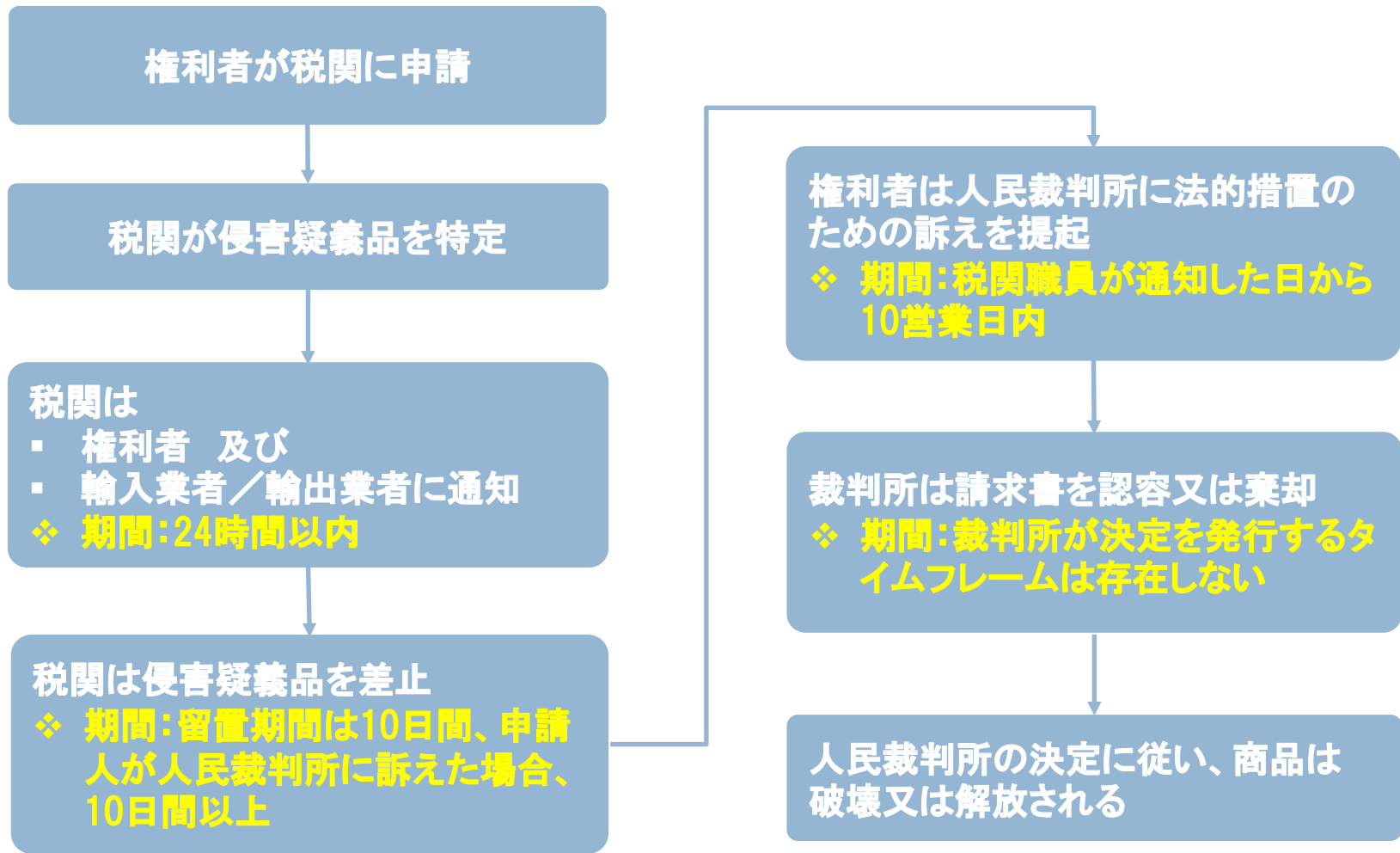
3.2 税関差止の対象となる知的財産権

- 商標権
- 著作権及び関連する権利
 - 輸出品・輸入品が税関差止の対象
 - 通過品(他国に出る前に一時的にラオスに入る商品)は税関差止の対象

 - 商業目的ではない、少量の、輸入品／輸出品である、商標権を侵害する、又は、著作権及び関連する権利を侵害する輸入品／輸出品は差止対象ではない(知的財産権を保護する手続に関する職員用ガイドライン第1970号)

3. ラオス

3.3 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）



3. ラオス

3.4 税関における運用実態の問題点

1. 現在、税関差止を申請する場合、権利者は次の情報を提出しなければならず、税関差止制度が利用し難い。
 - 1) 輸入業者／輸出業者の情報
 - 2) 国境を通過する積荷の情報
 - 3) 輸送方法
 - 4) 保護を求める商品を侵害している旨の証拠／サンプル
 - 5) 模倣品と真正品とを判別する方法の説明 等

(理由)上記情報は税関にとって有用であるが、権利者が提供することは困難である。
2. 事前登録制度がない。

現在、事前登録制度に関する規則を作成中である。

4. ミャンマー

4.1 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
海上関税法	<p>海上関税法第18条 ミャンマー連邦共和国には、陸上であろうと海上であろうと、次の条項に規定されている品物は持ち込むことができない。 …</p> <ul style="list-style-type: none">□ 偽造商標又はその他の既存の法律に適用される商品、偽の商品説明がされて輸入する商品；□ ミャンマー連邦共和国の国境を越えて製造または生産され、ミャンマー連邦共和国の製造業者、販売業者または貿易業者である者の名前または商標である、または名前または商標であることを宣言した商品<ul style="list-style-type: none">▪ 名前または商標は、すべての用途について、ミャンマー連邦共和国の国境を越えた場所で製造または生産された商品の明確な表示を伴う。▪ その場所が置かれている国では、その名前または商標の文字と同じ言語及び文字で、大きくかつ目立つ文字で表示される。 <p>…</p>
商標法案	商標法案第20章第66条～第74条(税関当局による商標権の保護)
著作権法案	著作権法案第19章第61条～第69条(税関当局による著作権の保護)

4. ミャンマー

4.2 税関差止の対象となる知的財産権

▶ 現行：海上関税法第18条

□ 商標権

▶ 新法施行後：

□ 商標権(商標法案第66条～第74条, 海上関税法第18条)

□ 著作権(著作権法案第61条～第69条)

- 輸入品のみが差止対象(商標法案・著作権法案の下でも、輸出品・通過品は差止対象外の予定)
- 商業的ではなく、個人的利用のための侵害品は、商標法案・著作権法案の下でも、税関差止の対象ではない
- 特許法案・意匠法案において、税関差止に関する条項は規定されていない。

4. ミャンマー

4.3 税関取締実績に関する統計データ

- ▶ ミャンマー税関局により知的財産権の行使に関する利用可能な包括的なデータは存在していない
 - ミャンマー税関に対するヒアリングの結果、ミャンマー税関は3年毎にすべてのデータを廃棄するため、税関取締件数、税関差止の数量、差止められた製品の金銭的価値に関するデータを保持していないことが分かった。
 - 現在、知的財産権侵害に関するミャンマー税関取締措置は専ら商標権に基づいている。

4. ミャンマー

4.4 事前登録制度

事前登録制度	有
登録対象	商標のみ(登録所に登記された商標)
登録申請先	ミャンマー税関
登録に要する時間	2~4週間
更新	現行制度では、受理された登録は永久的に有効(更新手続は不要) ❖ 新法の下、現行の事前登録制度が存続するか否かは不明

- ▶ ミャンマーの事前登録制度では、商標が登録所に登記されていることが必要である
- ▶ 著作権等の事前登録制度は整備されていない

4. ミャンマー

4.5 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

▶ 現行(事前登録及び税関差止)

事前登録

- ❖ 税関は、事前登録の申請者に、
 - 付属書類の追加
 - 書類の原本 を要求可能

疑義侵害品を発見した場合、税関は、

- 差止
- 商標所有者／代理人に通知

商標所有者／代理人による
侵害疑義品の検査

- ❖ 税関差止の申請が行われた場合、申請受理日から30日以内に申請者に判断を通知する

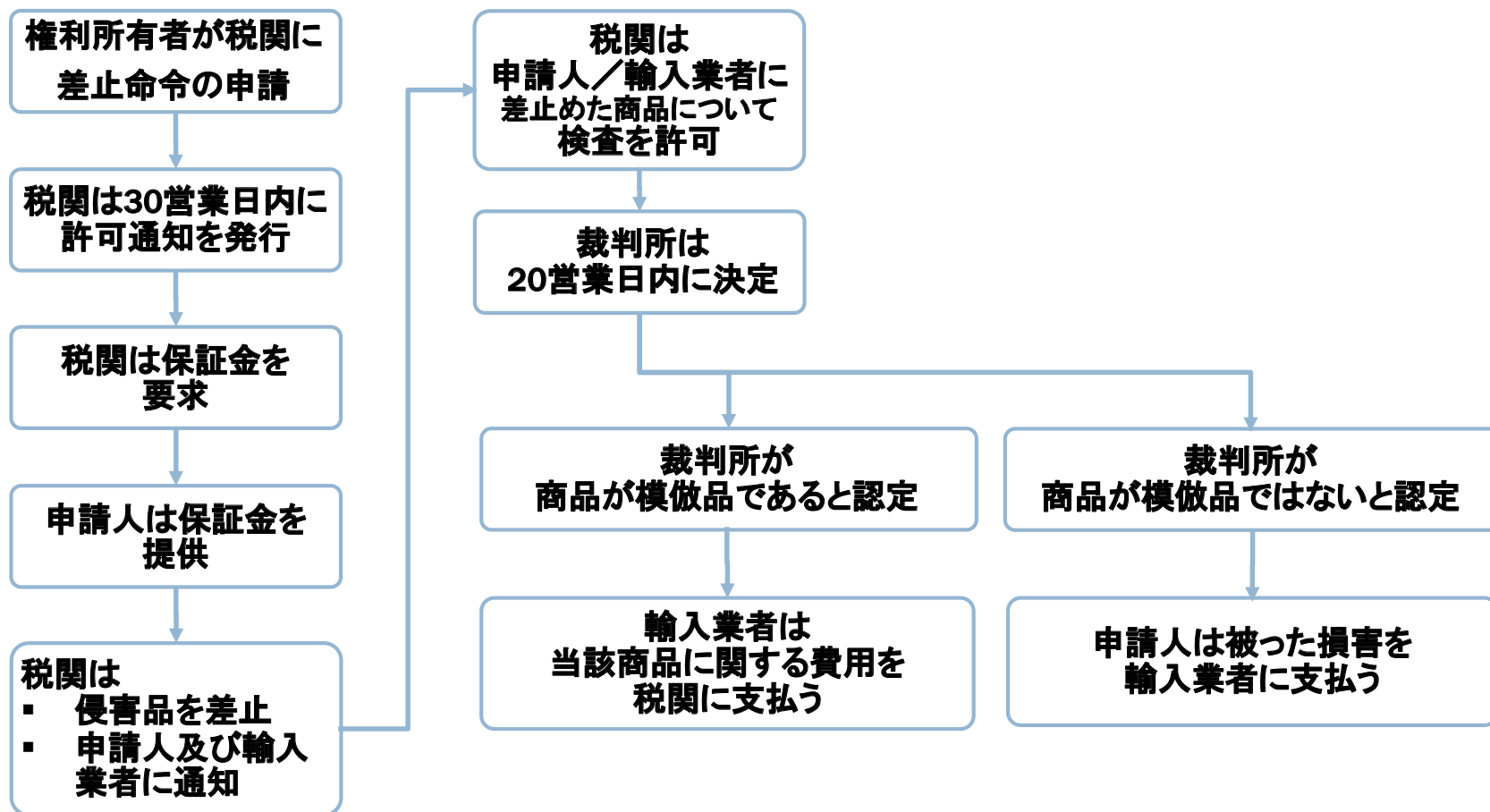
疑義侵害品が模倣品である場合
→ 法的措置を開始

- 1) 疑義侵害品が模倣品ではない場合
- 2) 差止の通知を受領した後10営業日（さらに10営業日延長可）以内に措置を講じない場合
→ 税関は商品を解放

4. ミャンマー

4.5 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

▶ 商標法案／著作権法案



4. ミャンマー

4.6 税関における運用実態の問題点

1. 現在、税関には、商標に関する差止権限が認められている。新法の下、商標権・著作権に関する差止権限は認められる(予定である)が、特許権・意匠権等には差止権限は認められない(予定である)。
2. 現行事前登録制度の下、登録された商標は、ミャンマーで使用されていなければならない、又は、当該商標が付された商品が指定した販売業者を介して国内で販売されていなければならない。
3. 現行事前登録制度では、税関に登録申請を行う手続及び要件に関するガイドラインが存在しない。
4. 税関差止対象としての輸出品・通過品に関する条項が存在しないため、取り扱いが不明である。

5. 比較表

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
差止対象	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商標権 ▪ 著作権 ▪ 特許 ▪ 小特許 ▪ 意匠権 ▪ 回路配置 利用権 ▪ 育成者権 ▪ 地理的表示 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商標権 ▪ 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商標権 ▪ 著作権 ▪ 地理的表示 ▪ 特許発明 ▪ 実用新案 ▪ 意匠 ▪ 回路配置 ▪ 開示されて いない情報の 保護 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商標権 ▪ 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商標権 ▪ 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特許権 ▪ 実用新案権 ▪ 意匠権 ▪ 商標権 ▪ 著作権等の 知的財産権
				赤字：事前登録制度の対象		
差止対象種類	輸入品 輸出品	輸入品	輸入品	輸入品 輸出品 通過品(職権)	輸入品 輸出品 通過品	輸入品 輸出品？
税関職員の 職権による 差止	可能	登録商標の 模倣につい ては可能	可能	可能	可能	可能
事前登録制度 の有無	有	無	有	無	有	有

5. 比較表

	ブルネイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー
差止対象	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 地理的表示 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 <p>❖ 著作権: 著作権法案が施行された後、差止対象となる予定</p>
	赤字: 事前登録制度の対象			
差止対象種類	輸入品 輸出品	輸入品 輸出品	輸入品 輸出品 通過品	輸入品
税関職員の職権による差止	可能	可能 ❖ 差止実績無	可能	可能
事前登録制度の有無	無	無	無	有

Contact Information

- Name 大竹徳成
- Telephone +66 2056 5555
- E-mail tokunari.o@tilleke.com
- www.tilleke.com